

京都市告示第 300 号

京都市地域特産物需要拡大センターの指定管理者である公益財団法人きょうと京北ふるさと公社から、京都市地域特産物需要拡大センター条例第 4 条ただし書きの規定に基づき、臨時の開所時間の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 27 年 8 月 13 日

京都市長 門川大作

臨時に開所時間を変更する日時

変更開所時間	現行開所時間
平成 27 年 8 月 16 日 午前 9 時から 午後 10 時まで	平成 27 年 8 月 16 日 午前 9 時から 午後 6 時まで

(産業観光局農林振興室農政企画課)